広報 あびこ

第97号
昭和36年10月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

☞ 10月の納税は ☜

町県民税の第3期分です。

今から納税の準備をして、10月31日の納期限までに必ず完納してください。我中復旧のため、とくに納税にご協力をお願いします。

工業団地造成に伴う

都市計画街路の変更追加

東我孫子―柴崎線ほか二路線

我孫子都市計画街路の計画決定は、さる六月十二日に行なわれた千葉都市計画地方審議会に付議され、昭和二十七年計画ならびに事業決定済みの我孫子駅前線を一部変更するとともに、仮称天王台駅前線ほか八路線が追加決定をみたものでありますが（既報）、その後の社会情勢の変化により、工業団地を計画的に造成するため、青山地域国道六号沿線字西台周辺約十一万坪を計画造成するものです。

この地域には、すでに山田製瓦工場および日鋳株式会社が操業しており、また現在までのところ企業の進出が確定した工場は八千代田産業株式会社だけでありますが、このほかにも有力な一流会社数工場の進出も予定されております。

したがって、用途地域の拡大と都市計画街路の一部変更追加が要請せられ、新開発常磐線沿線新駅設置予定北側地域約二十万四千坪を住居地域に含め、幹線街路の変更追加を次のとおり行なうものです

▽さきに計画決定された東我孫子～柴崎線延長約二五〇メートル・幅員十二メートルを延長約一、三三〇メートルに変更追加し、柴崎字城根地先国道六号線に取り付け、途中常磐線と立体交叉する。

▽天王台駅（仮称）北口線延長約一五〇メートル・幅員一追加し、起点付近に約二、四〇〇平方メートルの駅前広場を設ける。

▽柴崎～妻子原線を計画、これは柴崎字巻の内から我孫子字妻子原・船橋～取手線に通ずるもので、途中天王台駅（仮称）北口線の終点と交会し、延長約八六〇メートル・幅員一二メートルを計画。

これらは十一月開催予定の県地方審議会に、用途地域指定とともに付議される運びとなっておりますので、関係地主ならびに耕作者の方々のご協力を切に望みます。

現在の工事進捗状況からみて、予定どおり十一中旬には上棟式を挙行する予定であります。

駅北周辺 湖前 排水工事近く着工

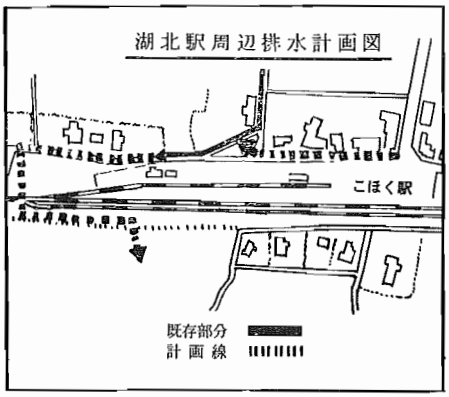

かねて計画中の湖北駅構内を横断は、湖北駅を横断して反対側の水路に落すようになりましたので、長いあいだ不便をかけておりました地元および駅の周辺が、雨水等によりよごされるということはなくなると思います。この施設だけでは十分とはいえませんので、もっと完全なる排水計画をたてなければと思っております。地元の皆さんはじめ関係地主さんには一層のご協力をお願いいたします。

設置により、今まで湖北駅前周辺に停滞していた雨水等は、湖北駅を横断して反対側の水路に落すようになりましたので、長いあいだ不便をかけておりました地元および駅の周辺が、雨水等によりよごされるということはなくなると思います。この施設だけでは十分とはいえませんので、もっと完全なる排水計画をたてなければと思っております。地元の皆さんはじめ関係地主さんには一層のご協力をお願いいたします。

発展に備えて用途地域を指定

第一次予定区域は東我孫子以西

急激な発展に備えて、我孫子町の都市計画に用途地域制が、十一月の県地方審議会に応じた秩序ある市街地とするため、①住居地域⑥商業地域③準工業地域④工業地域を設け、この地域は我孫子町の全域にわたるものではなく、もっぱら発展が予測される地帯にのみ適用されるものです。

さて、用途地域内の建築物にはいろいろな制限があるわけですが、この制限についてその概要を述べてみることにしましょう。

◇住居地域内の建築制限

住居地域内に建築してはならない建築物は、商業地域内に建築してはならない建築物のほか、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートル（約十六坪）を越えるものや、床面積の合計が五十平方メートルを越える自動車車庫など、主として工場施設や風俗上の営業施設に制限が加えられています。

◇商業地域内の建築制限

商業地域内に建築してはならない建築物は、主として引火性のある施設などで、その他は風俗営業施設を除いたほかは住居地域内の制限と大差ありません。

◇準工業地域内の建築制限

準工業地域内に建築してはならない建築物は、火薬類の製造をはじめ引火の危険性のある工場や事業場の建築が禁止されています。しかし住宅等の建築は禁じられていません。

◇工業地域内の建築制限

工業地域内に建築してはならない建築物は、学校・病院・劇場・映画館・演芸場・料理店・ホテルまたは旅館の用途に供する建築物です。

商業地域については、最も近い将来において防火地域または準防火地域の指定を行なう予定であります。防火地域内においては、階数が三以上でありまたは延べ面積が百平方メートル（約三十坪）を越える建築物は耐火建築物としその他の建築物は耐火または簡易耐火としなければなりません。準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物または延べ面積が千五百平方メートルを越える建築物は耐火とし、地階を除く階数が三である建築物または延べ面積が五百平方メートルを越え千五百平方メートル以下の建築物は耐火または簡易耐火としなければなりません。その他防火あるいは準防火地域の建築物には、屋根開口部の防火戸、隣接境界線に接する外壁、看板等にもそれぞれ規定が適用されます。

また、地域制を指定した場合の既存不適格建築物に対する緩和として、増改築せぬ限り何ら影響は受けないが、もし増改築しなければならないような場合には、五十平方メートル以下でかつ既存部分以下まで増改築できます。ただし増改築部分は防火構造をしなければなりません。

これらのことについては、大工および建築業者の専門家はよく承知していますので、家屋を建築する場合は事前によく相談して、建築届や確認申請等を役場都市計画課に提出するようお願いいたします。

なお、用途地域指定の第一次計画予定区域は、東我孫子以西の地域ですが、詳細は計画決定後お知らせします。

布佐支所完成

9月18日に事務開始

長いあいだご不便をおかけしておりましたが、旧支所跡（建設中の布佐支所は、りっぱに完成し、さる九月十一日には工事関係者・町関係者が新庁舎に会して落成式を行ないました。なお、新装なった支所への移転は、九月十七日中に完了し、九月十八日から事務をとっております。

町営住宅 建設工事着々進む

入居予定は11月中旬

七月六日着工以来、着々工事を進めてきた本年度の公営住宅建設工事（第一種住宅十棟＝中里・第二種住宅十三棟＝布佐台）は、このほど上棟のはこびとなり、十月上旬には上棟式を挙行する予定であります。

現場付近の皆さんには何かとご迷惑をおかけしておりますが、一日も早く工事が完了するようなにぶんのご協力をお願いします。

入居できると思います。建設

軍人恩給に地域加算

10月1日から請求受付

本年六月に恩給法が改正され、旧軍人や旧軍属として戦地等で働いていた人の恩給に「地域加算」が認められることになりました。次にそのあらましをお知らせしましょう

まず恩給の請求ができる人は、昭和二十一年二月一日までに普通恩給を受ける権利の裁定を受けていない者で、法律の定める地域に勤務していた者に限ります。ただし国家公務員・公共企業体の職員で共済組合法の長期組合員である者と、すでに普通恩給の裁定を受け証書を持っている者は請求できません。

加算とは、実際に勤務した年月に一定の年月を加えて恩給年限とするもので、たとえば三カ月加算といえば、実際には一カ月しか勤務しないのに四カ月勤務したことにして、この年数が下士官以下は十二年、准士官以上は十三年以上になれば恩給が支給されるというわけです。

そこで、今回認められた加算を述べてみると、おおよそ次のとおりです。

❶戦地加算　加算率は三カ月以内で、地域・期間により異なりますが、支那・南方地域などがこれにあたります。

❷外国じょう乱地加算　加算率は二カ月で、支那・満州・仏領印度シナなどがおもなる地域ですが、これも期間・地域が指定されています。

❸外国鎮じゅ加算　満州の地域で、その任務についたものに適用されるものですが、加算率は満州国一市三十八県では一カ月、その他の地域では一カ月半となっています。

❹外国在勤加算　樺太・南洋群島は半月、台湾・朝鮮・関東洲は三分の一カ月と定められていますが、とくに軍人では引続き一年以上在勤していなければなりません。

❺国境警備等の加算　これも地域や期間によって異なりますが、だいたい朝鮮・樺太の国境警備は一カ月半、台湾の国境警備は一カ月、北千島・満州国の国境警備は二カ月となっています。

右にあげた事項に該当し、実在年数に加算年数を加えて恩給年限に達すると思われる人は、本年十月一日から恩給の請求ができます。詳しいことは社会課へご相談においでください。

なお、これらに該当する人で死亡した方については、別に扶助料が支給されますので申し出てください。この扶助料については本年十月から支給されますが、普通恩給の方は来年十月からです。

この恩給請求については、勤務当時の資料が必要となりますので、よく整理して、社会課へご相談にこられるときに持参してください。請求に必要な用紙類は社会課に用意してあります。

請求書の受付は十月一日から開始しますが、事務処理の関係もありますのでお早目におでかけください。

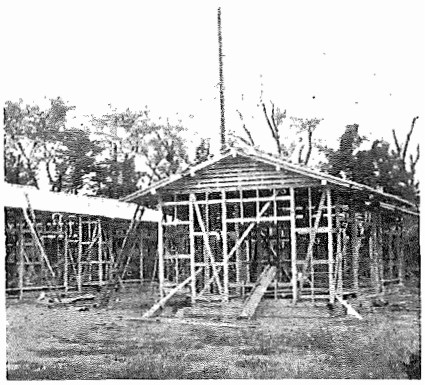
【布佐台に建設中の町営住宅】

町の人口

（昭和36年8月31日現在）

男	13,800人（前月比16人増）
女	14,305人（〃 46人増）
計	28,105人（〃 62人増）
世帯数	5,834世帯（〃 19世帯増）

8月の人口動態

	（男）	（女）	（計）
出生	16人	13人	29人
死亡	8人	4人	12人
転入	88人	81人	169人
転出	80人	44人	124人
転入世帯			34世帯
転出世帯			15世帯

我中の火災見舞いありがとうございます

九月七日の我孫子中学校火災焼失に伴いまして、各方面からそれぞれご鄭重なるお見舞いを賜わり、誠にありがたくお礼を申し上げます。挙町復旧再建へ最善の努力を傾けておりますので、なにとぞ今後もご支援いただけますようお願い申し上げます。ご厚志の金品は明確にいたしまして、実質的に再建えの資産として有効に利用させていただきます。

粗辞ながらお礼をかねてご芳名を掲げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

（9月25日現在・敬称を略す）

◈役場扱い

柏市長・同議長・同教育委員会	10,000円
流山町長・同議長・同教育委員会	5,000円
沼南村長・同議長・同教育委員会	5,000円
成田市	2,000円
手賀沼漁協組合長	1,000円
東葛飾町村会	50,000円
三峯神社宮司 宮沢岩雄	5,000円
築地・南浦小菊	10,000円
田口秋次郎・大井　青造	7,000円
東葛飾町村議長会	10,000円
取手第一高等学校	3,000円
協栄工業所	30,000円
我孫子地区労連協	5,000円
町議会議員一同	150,000円
町長・助役・収入役・教育長	30,000円
町役場課長一同	10,000円
日立精機我孫子工場	5,000円
中峠・本保秀	1,000,000円
合　計	1,338,000円

常陽銀行取手支店　清酒2本

岡田重三郎・菊地菊太郎・横山　常夫・小島　茂樹・中島鶴之助　清酒5本　サイダー2ダース

以上のほかライオンズクラブ我孫子ゴルフクラブの一会員の方より、鉄骨組立式仮按舎（1棟20坪・10棟）を、新設按舎完成期を目標にその間の無償貸付け提供がありました。

◈中学校扱い

千葉県我孫子支店	1,000円
東京都我孫子警察署長 永沢延次郎	500円
柏市校長会	1,000円
取手一高校長	1,000円
宗村木工場	2,000円
岡田文房具店	2,000円
柏市・浅野書店	2,000円
本間写真館	1,000円
柏市・磯野　義	1,000円
松戸高等学校長	1,000円
東京・福地貞雄	1,000円
本庁学校長 別所禎子	1,000円
柏市ＰＴＡ連合会	1,000円
県議会議員 松本　清	2,000円
取手二高校長	10,000円
武蔵野電子 河部二郎（元我中校長）	2,000円
松戸市・森 商店	5,000円
須田菊枝	1,000円
東武観光株式会社	1,000円
野田高等学校長	1,000円
福田中学校長	1,000円
東我孫子婦人会	5,000円
川間中学校長	500円
成徳学園長	1,000円
福田　葉	500円
岡固建具店	2,000円
海老原菓子店	1,000円
野田南部中学校長	500円
野田北部中学校長	500円
東京・中村久助	2,000円
島田　稔	1,000円
浦安中学校長	1,000円
東葛高校生徒会	3,000円
染井金物店	2,000円
佐藤ミシン商会	1,000円
鈴木家庭電機店	2,000円
小林ガラス店	2,000円
鳥海・落合肉店	2,000円
川間小学校長	2,000円
染谷和男	1,000円
藤沢義一	1,000円
大宮平造	5,000円
東京・中原製作所	10,000円
我中卒印旛高校生一同	4,800円
本間真一	1,000円
松戸市議会議員 小林豊次郎	5,000円
一陸上自衛隊員	100円
近畿日本ツーリスト	ＫＫ3,000円
我孫子連合ＰＴＡ	40,000円
手賀中学校生徒会	8,101円
布佐中学校生徒会	6,240円
山田　昭	3,000円
二川中学校生徒会	5,000円
印西町 石川春光堂	500円
柏市事務主任会	1,000円
あしの芽婦人会	19,100円
流山南部中生徒会	10,000円
湖北中学校生徒会	8,000円
相沢とし子	2,000円
我中卒野田高校生一同	6,800円
河村四郎次	1,000円
千葉銀行我孫子支店従業員一同	1,500円
町役場職員組合	10,000円
合　計	220,641円

小熊精一（元我中校長）	菓子一折
松本孝二郎	なし一かご
柏市・えびす屋	大バケツ3
開隆堂　斉賀興人	清酒2本
我孫子ゴルフクラブ交通人 石関信助	清酒10本
県学園長会長 加藤一郎	菓子一折
柏市・中村屋	レコード
柏市・すし芳	清酒2本
ポン産業 金子　栄	清酒2本
田中　実	清酒2本
若松商店	せんべい1箱・菓子
浅野運送店	ジュース
渡辺ふとん店	毛布1枚
武田きゑ	にわとり
森　佳子	ジュース
県議会議員・秋元信郎	パン80個
渡辺正四郎	サイダー2ダース
井上好生	せんべい
ヤマヨシ薬局	薬品類
中央商事KK・小島譲一	清酒2本
日立精機研究所 相馬謙太郎	清酒2本
佐久間忠博	菓子2かん
学生協同組合	清酒1本
我孫子町自治連合会一同	空気入れ10本
安井　稿	清酒3本

【私の血圧はどのくらいかしら】

健康診断

一次で受けてない方はぜひ二次で受けて下さい

本年第一次の一般住民結核健康診断は、開業医の先生方のご協力を得て血圧測定など結核以外の健康診断も合わせて、九月十一日から九月二十日まで七会場で実施いたしました。

第一次結核健康診断の受診状況は、各区長・連絡員・班長さん方のご熱心なご協力にもかかわらず、昨年程度の受診率にとどまりましたことは誠に残念なことです。

そこで、第二次の計画を一部変更して、第一次実施地区の方でまだ受けておられない方をも診断することにしましたので、この機会にぜひとも受診されますようお知らせします。

なお、九月十六日号に掲載した実施日程と変わった点は七日の根戸天王様の会場を午後だけ実施することとしたほか、七日に久寺家宝蔵寺、十三日に役場を加えました。

第2次結核健康診断実施日程

月日	X線間接撮影・ツ反一般健康診断（午後のみ） 場所	時間	ツ反測定・B・C・G接種 場所	時間
10月2日	布佐中学校	9時～16時		
〃 3日	〃	9時～16時		
〃 4日	湖北小学校	9時～16時	布佐中学校	13時～15時
〃 5日	中峠下公民館	9時～16時	〃	13時～15時
〃 6日			湖北小学校	13時～15時
〃 7日	◎久寺家宝蔵寺 ▲根戸天王様	9時～11時半 13時～16時	中峠下公民館	13時～15時
〃 9日	第3小学校	9時～16時	◎久寺家宝蔵寺 ▲根戸天王様	10時～12時 13時～15時
〃 10日	第2小学校	9時～16時		
〃 11日	◎役　場	9時～16時	第3小学校	13時～15時
〃 13日			第2小学校	13時～15時
〃 13日			◎役　場	13時～15時

① ◎印の会場は新設した会場です。
② ▲印の会場（根戸天王様）は午後だけ実施することに変更した。
③ 第1次実施地区の方でまだ受けてない方ももよりの会場で受診してください。

農地

問い　まぐさ（牧草）をとる土地とか、牛馬を放ち飼いにする野原にも農地法が適用されますか。

答え　適用されます。「採草放牧地」というのがそれです。これは「農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のため採草あるいは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。」とあります。したがって屋根をふいたり、俵をつくるための採草をおもな目的としているかや刈り場は含まれません。

問い　それでは提防や公園あるいは利根川の河原などで牛を飼っているものがありますが、やはりそこは採草放牧地ですか。

答え　採草放牧地・放牧地・竹林は農地

問い　竹林などは農地とみるのですか。

答え　竹やたけのこを、毎年継続的に採取するために肥料をやったり、たけのこを早くとるため堆肥を敷いて保温もするでしょう。このように労費と管理が行なわれていますからむろん農地です。

問い　それは違います。河川敷・提防・公園・道路などは実際に耕作されたり、養畜のための採草や放牧の事実があっても、それが主目的であると認められません。河川敷・提防・公園・道路にはほんらいの目的があるのですから、この現況では主目的にあてはまらないので採草放牧地ではありません。

赤い羽根募金に『あなたの協力を』

共同募金はことしも十月一日から始められますが、これは私たちが年にいちど社会福祉事業に参加する運動であります。私たちが心から「国民たすけあい」の募金に参加することによって、世の不幸な人々が救われ、そして立ち上がることができるのです。私たちがお互いに出しあったお金が積り集って、多くの人たちの喜びに変わるのだと思えば、ほのぼのとした明るさを感じます。またこの赤い羽根募金は更生施設、養老施設、児童施設、その他小口更生資金など数多くの身近かな福祉にもつかわれておりますのでいわゆる社会福祉事業の大衆化ということになるわけです。募金の範囲も県単位としておのおの独立していますので、千葉県の募金は千葉県の福祉事業につかわれています。

したがって、本町にも更生福祉施設関係に約八万円、一般福祉に約九万円、計十七万円が直接間接に還元されております。このように私たちの募金は、社会を明るくすることに向けられています。ことしもなにぶんのご協力をお願いいたします。

夏負けを回復する『秋の栄養のとり方』

暑さのために食欲が出ず、毎日の食事が規則的に行なわれなかったり、胃や腸の働きが衰えて、ついに夏負けをしたりした人も少なくないと思います。夏負けをした人は、時期的に恵まれた秋に栄養を補給し、早く回復させましょう。新米も出てきましたが、穀物にばかりかたよって、白米のご飯と漬物で一時しのぎに満足しては好ましくありません。私たちが仕事をするに必要な栄養がかたよりますと労働力に耐えることは困難です。このためご飯の量を減らし、卵や一年中で一番おいしいサンマなど体の血や肉となる動物性の蛋白質をとりましょう。それに毎日飲んでいるみそ汁も大切です。

いもは多くの人が食することをきらい、下等の食物のように思われておりますが、さつまいもはとくにビタミンCに富み、調理したときも熱にはあまりこわされず、ビタミンCのよい補給源となります。

野菜や果物は、ビタミンが多く含まれております。緑の野菜ピーマン・大根の葉・にんじんなどをなるべく植物油を用いていたためますと、栄養素のこわれるのを防ぎ、吸収をよくし、たっぷり油がとれます。秋の果物の代表である柿もビタミンAが豊富に含まれておりますから、サラダに用いたり、そのまま子供のおやつにあげてもよい食物です。

掲示板

赤ちゃんの一斉検診

★★★

秋の乳幼児一斉検診を次のとおり行ないます。この検診に際しては一般検査（身長・体重計測を含む）のほか、とくに股関節脱臼に留意して身体障害児の早期発見に努めますので、皆さま方お誘い合わせの上該当者もれなくもよりの会場で受けてください。なお金曜日に各会場でおこなっております育児相談は十月中だけ中止いたします。

◈対象者　昭和33年10月1日以降に生まれたお子さん。

◈実施日程

日	時	場所
10月16日	午後1時30分～午後3時	湖北小学校
10月17日	〃	布佐支所
10月18日	〃	役場会議室
10月19日	〃	第2小学校
10月20日	〃	第3小学校
10月23日	〃	第4小学校

松戸保健所の巡回無料相談

★★★

松戸保健所の無料巡回相談は、10月13日午前9時30分から正午まで我孫子第3小学校で行なわれますので大いにご利用ください。

相談の内容は次のとおり。

▼乳幼児健康相談▼育児相談▼成人血圧測定▼環境衛生相談▼食品飲疫相談▼栄養相談▼医務・薬事相談等

10月の心配事相談日

★★★

10月の生活上の心配事相談日は次のとおりですから、どなたもお気軽にお出かけください。（毎週木曜日）

◈5日・26日は役場で。
◈12日は湖北支所出張相談
◈19日は布佐支所出張相談

時間は午前9時から正午までです。

関東磯釣り競技大会

★★★

第十二回関東磯釣り競技大会が次のとおりとなりますので、参加希望者は会費を添えて役場産業課へお申し込みください。

◈主催　銚子市、銚子市観光協会、銚子釣人協会。
◈期日　十月十五日（日曜日）の午前九時から午後三時まで。雨天決行。
◈会場　利根川口一帯。
◈賞　千葉県知事賞、千葉県観光協会長賞、読売新聞社賞、その他多数。
◈会費　陸釣り二百五十円（昼食つき）、船釣り六百円（昼食つき・船賃含む）。
◈申込み期限　十月七日

詳しいことは産業課へお問い合わせください。

36年度調理師試験

★★★

昭和36年度調理師試験は次のとおり実施されますので、希望者は期日におくれないよう書類整備の上提出してください。

◈試験期日及び場所　10月31日に千葉市神明町衛生会館で。
◈願書受付期限及び場所　10月10日までに松戸保健所予防課栄養係へ提出のこと。
◈受験資格　新制中学卒業者であって、集団給食または飲食店で二年以上調理に従事した方。
◈提出書類　❶受験願書＝2部　❷履歴書＝2部　卒業証明書及び職歴証明書を各2部あて添付すること。❸手数料＝5百円の千葉県証紙を願書に添付すること。ただし消印はしない。❹写真＝1枚出願前6カ月以内に脱帽正面撮影した手札型のもので、裏面に氏名を記入すること。
◈試験科目　公衆衛生学・栄養学・食品学・食品衛生学・調理理論、衛生法規。
受験願書　経験年数証明書は、保健課衛生係に用意してあります。

【我孫子町　ときわ印刷納】